

事務連絡
令和8年4月20日

都道府県
各 指定都市 社会福祉施設等所管課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

令和8年度災害時情報共有システムの訓練実施について

平素より社会福祉施設等の適正な運営の確保にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害発生時における児童関係施設、障害児者関係施設、高齢者関係施設及び生活保護関係施設等の被災状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）について、「令和8年度における災害時情報共有システム訓練計画について」（令和8年2月12日当課事務連絡）でご案内のとおり、今年度も災害想定訓練を実施いたします。

災害発生時において、災害時情報共有システムを活用して被災状況を迅速に把握するためには、当該システムの操作に習熟し、弊省と自治体間、自治体と施設・事業者間で緊密な連携がとれていることが非常に重要です。そのため、平時において災害を想定した訓練を実施することにより、システム運用上の課題を把握し改善していくことが、災害時情報共有システムの円滑な運用、ひいては被災施設への迅速かつ適切な支援に繋がるものと捉えております。

令和8年度災害時情報共有システムの災害想定訓練につきましては、下記要領にて実施することといたしましたので、各施設所管部署、該当自治体及び管内施設・事業所への周知や協力依頼等、調整方よろしく願いいたします。

記

- 1 訓練実施日時
別紙1のとおり

2 訓練実施施設・事業所

すべての児童関係施設、障害児者関係施設、高齢者関係施設及び生活保護関係施設等

3 訓練の流れ

別紙2のとおり

4 留意事項

システム操作の方法については、事前に操作マニュアルや説明動画等のご確認をお願いいたします。また、各システムのログインID、パスワードが現時点で不明の場合も、Q&Aを参考に事前にご確認いただけますと幸いです。

(参考) システム操作説明動画、資料の掲載場所

- 児童関係施設システム（自治体用説明動画）

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisyskodom/o/>

- 障害児者関係施設システム（自治体用説明動画）

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/>

- 高齢者関係施設システム（説明資料）

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/pdf/manual_kanri_p_7_0.pdf

- 生活保護関係施設システム（自治体用説明資料）

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisyshogo/>

5 Q & A

昨年度の訓練においてお問合せのあった事項について、以下のとおりQ & Aをお示しいたします。

Q：本訓練における都道府県、政令市、中核市以外の市町村の役割は何か。

A：市町村におかれては、災害時に社会福祉施設等に代わって被害状況を代理入力することができます。本訓練ではシステムへのログイン及び代理入力の方法をご確認ください。

Q：本訓練では訓練対象となる全ての施設から報告を受ける必要があるか。

A：実際の災害発生時を見据えてご対応ください。

Q : システムのログイン ID とパスワードがわからない場合はどのように対応したらよいか。

A : 以下のリンク先の問合せフォーム又はメールアドレスへお問合せください。なお、システムにログインできるか訓練前にご確認ください。

○児童福祉施設等災害時情報共有システムに関する問合せ

<https://www.wam.go.jp/wamappl/saigaikdmsysinq.nsf/fInquiry?Open>

○障害者支援施設等災害時情報共有システムに関する問合せ

<https://www.wam.go.jp/wamappl/saigaisfsysinq.nsf/fInquiry?Open>

○保護施設等災害時情報共有システムに関する問合せ

<https://www.wam.go.jp/wamappl/saigaihogosysinq.nsf/fInquiry?Open>

※児童・障害・生活保護のシステムにおいては、施設側のログイン ID、パスワードはありませんので、ご注意ください。

○介護災害時情報共有システムに関する問合せ

介護サービス情報公表システムヘルプデスク

helpdesk@kaigokensaku.mhlw.go.jp

※ ヘルプデスクのメールサーバーは外部のメールアドレスを使用しているため、インターネットの経路を通じて送付ください。

Q : 訓練開始及び終了の連絡はどのように行うのか。

A : 訓練開始の連絡は、児童、障害及び生活保護のシステムについては、システムからシステムに登録いただいているメールアドレスあて、介護のシステムについては当省老健局高齢者支援課からご担当課あてメールによりご案内します。終了の連絡については、児童、障害及び生活保護のシステムについては当課から被害状況報告のとりまとめ課あて、介護のシステムについては開始のご案内と同様にメールで行います。

※児童、障害、保護システムの終息設定は当課にて行います。

Q : 介護のシステムについて、システムトラブルにより、介護施設・事業所に対して、システムを通じた訓練開始のメールが届かないことが生

じた場合は、どのように対応したらよいか。

A : 訓練当日は、システムを通じた連絡が介護施設・事業所側に到着しない場合であっても、訓練の時間内に、被災状況をシステムに入力いただくよう、管内の施設・事業所に対してあらかじめご連絡いただきますようお願いいたします。

Q : 児童、障害及び生活保護のシステムに登録しているメールアドレスがわからない場合はどのように対応したらよいか。

A : システムにログインした後、アカウント編集のページから確認が可能です。

登録済のメールアドレスと実際に使用しているメールアドレスが異なる場合は、訓練前に修正いただくようお願いいたします。